国民健康保険料の産前産後免除制度についてのよくあるご質問

令和６年１月現在

Ｑ１　減免の対象となるのは、何月に出産した人ですか？

Ａ１　令和５年11月１日以降に出産された方、または出産予定の方が対象です。

Ｑ２　令和５年11月に出産しました。何月分の保険料が免除対象となりますか？

Ａ２　制度の施行が令和６年１月からですので、令和５年11月に出産された場合、令和６年１月分の保険料が免除対象です。

Ｑ３　対象期間の保険料を前納していますが、減免が適用となった場合、保険料は戻ってきますか？

Ａ３　保険料を前納されている場合、減免となった保険料は還付（または充当）となります。

Ｑ４　遡って申請することは可能ですか？

Ａ４　該当する年度の翌年度中であれば免除することができます。翌々年度になってしまうと時効となり、免除できない可能性がございますのでお早めにご申請ください。また、時効に関して詳しく知りたい場合は、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

Ｑ５　令和６年７月15日に出産予定です。いつから申請できますか？

Ａ５　出産予定日の６か月前から申請可能です。上記の場合は、令和６年１月15日から申請いただけます。

Ｑ６　本人でなくとも申請できますか？

Ａ６ 住民票上の世帯が同じ方であれば、どなたでもご申請いただけます。なお、別世帯の方が申請する場合は、委任状が必要です。

Ｑ７　出産前に申請しましたが、出産予定月と実際に出産した月が違った場合、再申請が必要ですか？

Ａ７ 出産予定月と実際の出産月が違った場合でも、再度の申請は不要です。

Ｑ８　以前住んでいた市区町村で免除申請をしましたが、免除期間が引っ越し後にも被っています。再申請が必要ですか？

Ａ８　西東京市での再申請が必要となります。その際、以前お住いの市区町村に届け出ていた出産予定日または出産日を届出書にご記入ください。

Ｑ９　窓口へ行くことができません。窓口以外に届出できる方法はありますか？

Ａ９　郵送でも手続きが可能です。下記の書類をご用意の上、市役所までお送りください。

・届出書（ホームページからダウンロードできます）

・母子健康手帳の出産予定日（又は出産日）が確認できるページの写し

母子が別世帯の場合は、出生証明書などの出産日および親子関係を明らかにする書類を添付してください。

多胎の場合は、それぞれの母子健康手帳が必要となります。

・マイナンバーカードや運転免許証、旅券、在留カードなどの身分証明書の写し

【 郵送先 】

188-8666　西東京市南町五丁目６番13号

西東京市役所　保険年金課　国保加入係　あて

【お問い合わせ先】

市民部　保険年金課　国保加入係

℡ 048-482-9822（直通）